

# 宮崎県県営林立木売払公告

次のとおり宮崎県県営林の立木を一般競争入札により売払います。

## 1 物件の所在地及び数量等

物件 番号	伐採 区分	所在地	面積	本数	材積	林令	備考
			(ha)	(本)	(m <sup>3</sup> )		
1号	主伐	西臼杵郡日之影町大字七折字河原谷4401番タ1	9.35	11,032	8,361	59	
2号	主伐	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字大谷4369-32タ1	4.68	5,732	2,674	50	
		2件	14.03	16,764	11,035		

## 2 入札参加者に必要な資格

次の各号を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者。
- (2) 素材生産業を営む者。  
なお、素材生産業を営む者の確認は次の各号のいずれかによることとする。  
ア 各都道府県、各林業関係団体が実施している「木材業者及び製材業者登録」に登録している場合はその登録書の写し。  
イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により都道府県知事の認定を受けた場合は、知事による認定通知書の写し。ただし、営業内容に素材生産業を含むものに限る。  
ウ その他これに準じる書類の写し。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者。  
ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者。  
イ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者。  
ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。  
エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。  
オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しようとする者。
- (5) 暴力団、暴力団員及び前記(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (6) 法人の場合は、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が、暴力団、暴力団員及び前記(4)のいずれかに該当する者でないこと。

## 3 入札参加申込み

入札に参加するためには、次の書類を入札日当日までに提出すること。なお、県が入札参加資格を確認するため、警察当局へ情報照会を行うことについて、御了承下さい。

- (1) 素材生産業を営むことを証する書類
- (2) 誓約書（別記様式第2号）

#### 4 公告場所及び期間

- (1) 場所 県庁・西臼杵支庁・各農林振興局掲示板、県庁ホームページ  
(2) 期間 公告の日から 令和3年2月24日(水)まで

#### 5 現場説明の日時及び集合場所

日時	物件番号	集合場所	集合時間
令和3年2月16日(火)	2号	五ヶ瀬町鞍岡(波帰生活改善センター)	午前10時00分
	1号	日之影町七折(ふるさと物産販売所)	午後2時00分

#### 6 入札の日時及び会場

入札日	入札会場	受付	入札
令和3年2月25日(木曜日)	宮崎県防災庁舎防52号室	午前10時00分から	午前10時30分から

#### 7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、1回目の入札において無効の入札をした者のうち、談合その他不正の行為があった入札者については、再度入札に参加することができない。

#### 8 入札保証金

各自入札金額(消費税額を含む)の100分の5以上の現金、銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関振り出しの小切手又は支払保証をした小切手、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約書により入札前に納入すること。

なお、この入札保証金を返還する場合は、利息を付さない。

#### 9 契約の締結

契約の締結は、落札の日から起算して10日以内とする。

なお、この日までに落札者が契約を締結しないときは、前項の入札保証金は県に帰属する。

また、その事実があった後2年間、その者は県営林一般競争入札に参加することができない。

#### 10 その他

入札条件及び代金納入方法は別紙「入札説明書」及び「県営林立木売払代金納入方法」参照。

その他不明な事項については、宮崎県環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室県営林担当へお問い合わせください。(電話0985-26-7160)

## 入 札 説 明 書

### 1 入札方法

入札は、一般競争入札とし、入札者は、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を1件ごとに作成して封書にし、入札日の当日に提出すること。

なお、郵便による入札は、認めない。

### 2 代理入札

代理人をもって入札に参加することもできるが、その場合は委任状を提出すること。

### 3 入札保証金

入札保証金は、入札開始前に入札予定金額（消費税及び地方消費税込み）の100分の5以上の現金、銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関振り出しの小切手又は支払保証をした小切手（入札日から起算して5日以内に発行されたもので、振出地が宮崎県内のものに限る。）、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約書をもって納入又は提出すること。

なお、この入札保証金は、落札しなかった者には即時返還し、落札した者の分のうち、現金については、契約保証金の一部に充当する。

### 4 入札上の留意事項

(1) 入札は、ペン書きとし記名押印のないものは無効とする。

(2) 入札者は、一度提出した入札書を引換え変更又は取り消すことはできない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した額（1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 5 落札者の決定

入札は、県算定価格以上の最高入札者をもって落札者とし、同価格入札者があった場合は、くじで決める。

### 6 売買契約締結期限

落札者は、落札決定の日から起算して10日以内に契約を結ぶこと。

なお、落札者が、期限内に契約を結ばないときは、入札保証金は県に帰属する。

また、その事実があった後2年間、その者は県営林一般競争入札に参加できない。

### 7 契約保証金

契約保証金は、契約額の100分の10以上の現金若しくは直ちにかつ確実に現金化できる有価証券又は保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約書をもって納入又は提出すること。

## 8 入札保証金の取扱い

落札者の入札保証金のうち現金については、契約保証金の一部に充当する。

## 9 代金の納入

代金の納入については、別に定める方法による。

## 10 物件の引渡し

物件の引渡しは、代金完納後現地において行うものとする。

ただし、延納の特約をした場合は担保物件を提供した後に行う。

## 11 物件の搬出期限

搬出期限は、契約の日から3年間とする。

なお、やむを得ない理由（新型コロナウイルス対策等）により上記期間内の搬出が困難となった場合は、買受者の申出により搬出期間の延長を認める。

## 12 伐採の条件等

(1) 県が指示したものについて、伐採するものとする。

(2) 作業道を開設する場合は、線形等について事前に土地所有者及び県に協議すること。

(3) 対象地が保安林の場合は、土地所有者と協議の上、保安林の指定施業要件に従って伐採許可申請及び作業許可申請を行い、許可後に着手すること。

(4) 対象地が普通林の場合は、土地所有者と協議の上、市町村森林整備計画に従って伐採及び伐採後の造林の届出書を提出し、適合通知書又は確認通知書の発行後に着手すること。

なお、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出に当たっては、土地所有者と連名で、伐採に着手する90日から30日前までに対象地の属する市町村へ提出すること。

(5) 現地で発生した枝条等については、先山に帰すなど、林地被害が発生しないよう整理すること。

## 13 その他

前項に定めるもののほか、宮崎県財務規則並びに宮崎県営林林産物売払規程を守ること。

## 14 入札用紙等

入札に要する入札書及び封書については、県で交付する。

## 15 入札日の携行品について

(1) 買受人本人が参加の場合 入札保証金及び印鑑（印鑑証明書と同じ印鑑）

(2) 代理人が参加の場合 入札保証金、委任状及び印鑑（委任状と同じ印鑑）

## 県営林立木売払代金納入方法

- 1 売払代金は、別に発行する納入通知書により落札日から30日以内に納入しなければならない。
- 2 売払代金300万円以上の場合は延納を認める。  
延納の方法は次のとおりとする。
  - (1) 延納は、担保物件提供のうえ担保物件提供期限の日の翌日から90日以内に売払代金を別に発行する納入通知書により納入しなければならない。  
その場合、延納代金に担保物件提供期限の日の翌日から納入のある日までの期間の日数に応じ、年2.6パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額（以下「延納利息」という。）を、別に発行する納入通知書により納入しなければならない。
  - (2) 担保物件の提供期限は、落札日から30日以内とする。
- 3 代金延納の特約を結ぼうとする者は、当該売払の契約を結ぶ前にその旨書面をもって申し出なければならない。
- 4 担保物件は、手形交換所加入銀行支払保証手形として売払代金と延納利息との合計額以上の額面を有していなければならない。
- 5 担保物件の提供期限を経過しても提供しないときは、その延納代金に提供期限満了の日の翌日から提供の日までの期間の日数に応じ、年2.6パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する違約金を徴収する。
- 6 代金納入期限又は延納期限を経過しても代金を納入しないときは、その代金に期限満了の日の翌日から納入のある日までの期間の日数に応じ、年2.6パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額に相当する違約金を徴収する。
- 7 延納期限内に代金を納入したとき、又は納入できない場合は、直ちに電話連絡しなければならない。
- 8 延納期限内に代金を完納したときは、担保物件は返還する。
- 9 延納期限内に代金を完納しないときは、県において担保物件を任意に処分の上その代金を債務の決済に充当し、又は弁済として、その担保物件の所有権を取得しても買受人は異議を申し出ることはいできない。
- 10 契約保証金は、代金完納の際代金の一部に充当する。ただし、延納の特約をしたときは担保物件提供後代金の一部に充当する。